

意見書
～やんばる地域の世界遺産登録について～

2017年3月21日

日本森林生態系保護ネットワーク (CONFE JAPAN)

代 表 金 井 塚 務
やんばるDONぐりーず

共同代表	喜 多 自 然	自 然 子
	赤 嶺 朝 子	
事務局長	下 地 聰 子	
顧 問	平 良 克 之	

第1 意見の趣旨

やんばる地域の森林伐採に関わる関係機関に対し、

- 1 やんばる地域の世界自然遺産登録については、やんばる地域全体を遺産の保護区域とすること
- 2 やんばる地域で現在行われている森林伐採を中止し、やんばるの保護のためのあらゆる方策を探ることを求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

沖縄県北部やんばる地域では、主として沖縄の本土復帰（1972年）以降、土地改良事業、ダム事業、林道事業、伐採・造林事業などの大規模公共事業による開発が進み、自然環境が破壊されてきた。そのうち現在も開発計画が維持されているのは林道事業と伐採・造林事業である。林道事業については、すでにやんばるには網の目のように林道が張り巡らされているが、世論の高まりや2回の裁判などにより、現在、計画は休止状態になっている（もっとも、計画自体は中止させておらず、2015年3月18日那覇地方裁判所判決により、「現時点において現状のままで本件5路線の開設事業を再開することになれば、社会通念上これを是認することはできず、社会的妥当性を著しく損ない、裁量権の逸脱・濫用と評価されかねないものと考えられる」と判示されたにもかかわらず、沖縄県は計画を維持している。）。

一方で、伐採・造林事業については、皆伐による森林伐採が毎年10ヘクタール近い規模で行われている。

本意見書は、やんばる地域の抱える問題のうち、とくに森林伐採の問題について指摘し、改めて意見を述べるものである。

2 森林伐採の仕組み・実情と自然保護団体の取組み

やんばる地域で行われている森林伐採は、国頭村という村が所有する森林に

ついて、立木が国頭村森林組合に払い下げされて皆伐されるという形式になっている。毎年、国頭村と国頭村森林組合の協議により3か所程度の場所が選定され、合計10ヘクタールの規模の森林が、皆伐されている。払下金額は、全か所の合計でも100万円にも満たない程度の額であり、伐採それ自体では利益が出ないが、皆伐された場所について、森林整備事業の名目で植林や森林施業が行われるため、その過程で国庫から多額の補助金が出る。その補助金を目的として伐採が行われるという悪循環に陥っているのが現状である。

現状と問題点の詳細については、【資料1】【資料2】のパンフレットを参照。

日本森林生態系保護ネットワークは、日本全国の森林生態系の保護を目的として2008年3月に設立された自然保護団体である（なお、前代表の故河野昭一は、IUCN生態系管理委員会（IUCN-C E M : Committee for Ecosystem Management）の北東アジア地域担当の副委員長の職にあった。）。

やんばるDONぐりーずは、やんばる地域の自然保護を目的にして2012年4月に設立された自然保護団体である。これまで日本森林生態系保護ネットワークややんばるDONぐりーずは、沖縄県内の他の自然保護団体と共同して、毎年、森林伐採について抗議声明や意見書を公表してきたが、依然として森林伐採が継続している。

下記にその問題点を指摘する。

3 問題点1～自然環境の大規模な破壊と保護担保措置の不存在

毎年行われる森林伐採は、やんばるの生態系を維持する上で必要不可欠な場所で行われており、希少種、固有種の重要な生息場所になっている場所である。森林伐採に当たっては科学的な調査は一切なされておらず、伐採の都合のみが優先されるため、やんばるの中でも中核となるべき場所も伐採の対象となっている。

とくに問題なのは、保護担保措置として計画されたはずのやんばる国立公園が、全く保護担保措置となっていないことである。たとえば、2015年の伐採のうち国頭村謝敷の1.58haの伐採はやんばる国立公園の第3種特別地域に、2016年の伐採のうち国頭村謝敷の4.96haの伐採は、第2種特別地域内に位置している。

やんばる国立公園は、指定面積が狭すぎる。とくに厳しい規制に服するため保護担保措置があると言える特別保護地区はやんばる地域全体の2.3%に留まる。第1種特別保護地域を含めるとやんばる地域全体の約14%になるが、第1種特別保護地域でも森林伐採は可能である。上記のとおり、第2種特別地域においては大規模な伐採が行われている。この点について環境省は、やんばる国立公園の指定が2016年9月であるところ、伐採は2016年7月ころには契約がなされて着手されていることから、届出だけで足りるなどと説明しているが、国立公園の詳細な計画案は2016年3月には公表されているから理由にはならない。また、現行の自然公園法では、第2種特別地域でも伐区における蓄積の30%ないし60%の択伐や2ha以内の皆伐が可能であり、皆

伐についても 2 ha を超えて伐採ができる例外規定が設けられている（自然公園法施行規則 11 条 15 項 2 号ロ（1））。この例外規定の適用は容易になされるおそれがあり、大規模な皆伐に対する規制措置は不十分である。

また、やんばる国立公園では、自然保護団体の調査により生物多様性が高いことが判明し、オキナワウラジロガシなど固有種の保護が特に必要な場所についても、開発可能な地域として指定されているなど、区分けが生態学的知見に基づかない恣意的なものとなっている。本来、保護区の区分けは、ノグチゲラなどの希少・固有種が個体群として維持されるために必要な範囲を科学的に検討した上でなされるべきであるが、そのような科学的な調査が一切なされていない。結果として、やんばる国立公園は、個体群の孤立化と分断を招き、生物多様性を毀損するものとなっている。

やんばる国立公園の問題点については【資料 3】の意見書、2016 年の伐採については【資料 4】の抗議声明参照。【資料 3】の意見書は、日本森林生態系保護ネットワーク代表で生態学の専門家である金井塚務によって起案されたもので、自然科学的な考察に基づくものである。

4 問題点 2～森林伐採は国と地方自治体が積極的に承認していること

本来、環境省や地方自治体（沖縄県、国頭村）は、やんばる地域の世界自然遺産登録を推進する立場である以上、森林伐採を規制したり、その中止を誘導することが求められる。しかし、このような森林伐採は、沖縄県が策定した地域森林計画（2013 年 12 月）ややんばる型森林業の推進（2013 年 10 月）に基づいており、また国頭村が積極的に推進して行われていることは重大な問題である。国のレベルにおいても、林野庁は森林整備事業に対して毎年多額の補助金を出し、環境省も、開発計画を追認する国立公園を承認して、森林伐採に対する行政指導などを一切行わずに黙認している。

世界遺産登録推進を掲げる行政が、それと相反する森林伐採を推進しているという矛盾がある。さらに言えば、自然保護との調和を名目に掲げながら現在の開発を継続を企図していると言わざるをえない。

5 問題点 3～経済的合理性や地域経済に対する貢献もないこと

伐採された樹木の多くは経済的価値が低いチップ（木破片）となるにすぎない。上記のとおり、払下金額は低廉で、伐採後の森林整備事業への補助金目当てに森林伐採が行われている。森林伐採が村有林で行われることから分かることおり、民間の林業業者が森林を育てて利益を得るというような経済活動は存在せず、一時的な労働の場を提供するにすぎない公共事業と化しているのが現状である。地域の貴重な遺産を破壊しており、持続可能な開発の原則にも反し、地域経済に対する貢献がないばかりか害悪となっている。

6 おわりに

2009 年 7 月、IUCN 生態系管理委員会（IUCN-CEM：Committee for Ecosystem Management）の委員長、ピエット・ウィット（Piet Wit）氏がやんばるを視察した際、生態系の維持が急務であるとして皆伐の問題点を指摘した【資料 5】。しかし、その後の世論の高まりや自然保護団体の指摘に

もかかわらず、現在でも同様な森林伐採が継続している。

持続可能性のない森林伐採を止めて、やんばるの森林の保護、自然を生かした地域づくりに方針を転換することが重要であり、世界遺産登録はそのための大きなきっかけとなるはずである。当団体は、以上の点について、意見の趣旨記載の事項を関係機関に求める。

【別紙】2016年伐採（国頭村謝敷（やんばる国立公園第2種特別地域）、宇良、辺土名）の写真

【資料1】やんばる イタジイの森のなぜ（2009年3月1日）

【資料2】やんばるの今と未来（2014年10月6日）

【資料3】意見書・やんばる地域の国立公園化計画の問題点（2016年3月22日）

【資料4】抗議声明（2017年2月22日）

【資料5】新聞記事（2009年8月3日・朝日新聞）

(連絡先)

沖縄県那覇市松尾2-17-34

沖縄合同法律事務所

弁護士 喜 多 自 然

弁護士 赤 嶺 朝 子

弁護士 下 地 聰 子

TEL098(917)1088 FAX098(917)1089

以 上

希少種の宝庫・新緑の謝敷



謝敷・智津気原 1249-1 〈定点撮影〉
撮影：2016年（平成28年）3月15日
撮影から5ヶ月後に皆伐された。

平成28年度国頭村林産物払い下げ立木伐採（皆伐）事業



謝敷・智津気原 1249-1 〈定点撮影〉
面積4.96ha 林班：33林班 ろ
撮影：2016年（平成28年）10月16日
前方に与那霸岳遠望。左に国立公園特別保護と1種特別保護区を遠望

平成28年度国頭村立木伐採（皆伐）事業



謝敷・智津気原 1249-1 〈定点撮影〉
面積 4.96 ha 林班：33林班 ろ
撮影：2016年（平成28年）10月16日

平成28年度国頭村林産物払い下げ立木伐採（皆伐）事業
沖縄振興公共投資交付金事業



8,160,480円

宇良・与俣原317-15

面積2.40ha

撮影：2016年（平成28年）12月30日

育成単層林整備・人工造林（新植）委託事業（新植植樹イヅュ、センダン）



辺土名

面積1.50ha 林班：33林班 ろ

撮影：2016年（平成28年）12月30日